

議案第 1 号

幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 5 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「17号給」を「49号給」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

会計年度任用職員制度の運用に当たり、給料表に定める号給の範囲の改正をした
いので、この案を提出するものである。